



平成30年7月豪雨の 被災者の皆様への生活支援

〈平成30年8月6日 第3版〉

平成30年7月豪雨で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
和歌山行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、
いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様
への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっ
ていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

- 電話による相談受付：8：30～17：15

0570-090110 (ナビダイヤル)

又は 073-422-1100

- 来所による相談受付：平日の8：30～17：15

住所：和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階
和歌山行政監視行政相談センター

- インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

- FAXによる相談受付：毎日 073-436-5899

まぐみみ和歌山



総務省 和歌山行政監視行政相談センター

和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階
電 話：073-431-8221 (代表)
行政相談専用電話：0570-090110 (ナビダイヤル)

総務省行政相談センター

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 3)



お金のこと

- 2 生活福祉資金の貸付 (P. 3)
- 3 住宅の建設、補修等の融資 (P. 4)
- 4 住宅ローンの返済 (P. 4)
- 5 労働保険 (P. 4)



役所の手続きのこと

- 6 国税の特別措置 (P. 5)
- 7 県税の特別措置 (P. 6)
- 8 市町村税の特別措置 (P. 6)
- 9 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 7)
- 10 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 8)
- 11 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 9)



民間の手続きのこと

- 12 損害保険 (P. 10)
- 13 生命保険の契約内容 (P. 10)



医療・健康のこと

- 14 医療機関の受診 (P. 11)



そのほかの情報

- 15 ペット動物に関する相談窓口 (P. 11)



住まいや身の回りのこと

1 かり災証明書の発行

- ◆ 「かり災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、各市町村の窓口にお問い合わせください。



お金のこと

2 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



3 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

4 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

5 労働保険

- ◆ 事業に雇用される労働者が「工作中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。



6 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号、管轄区域
和歌山税務署	電話：073-424-2131 管轄区域：和歌山市
海南税務署	電話：073-482-0900 管轄区域：海南市、海草郡
湯浅税務署	電話：0737-63-5351 管轄区域：有田市・有田郡
田辺税務署	電話：0739-22-1250 管轄区域：田辺市・西牟婁郡

自動音声の案内で「1」を選択し、相談内容に応じて該当の番号を選択すると、電話相談センターへつながります。

(※)具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、税務署での面接による相談をご希望される方は、電話等による事前予約をお願いいたします。



7 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号、管轄区域
和歌山県税事務所	電話：073-441-3394 管轄区域：和歌山市・海南市・海草郡
紀中県税事務所	電話：0737-64-1259 管轄区域：有田市・御坊市・有田郡・日高郡
紀南県税事務所	電話：0739-26-7908 管轄区域：田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡

8 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



9

年金手帳などを紛失した場合
国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、下記まで、お問い合わせください。
 - ・被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）[月曜 8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]
 - ・年金ダイヤル（0570-051-165）[月曜 8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]
 - ・最寄りの年金事務所[平日8:30から17:15]

名称	電話番号、管轄区域
和歌山東年金事務所	電話：073-474-1813 管轄区域 【健康保険・厚生年金保険】 和歌山市(和歌山西年金事務所管内の地域を除く。)、 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡 【国民年金】 和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
和歌山西年金事務所	電話：073-447-1660 管轄区域 【健康保険・厚生年金保険】 和歌山市のうち紀ノ川以南並びに真田堀川及び和歌川以西の地域、海南市、有田市、海草郡、有田郡 【国民年金】 海南市、有田市、海草郡、有田郡
田辺年金事務所	電話：0739-24-0435 管轄区域 【健康保険・厚生年金保険及び国民年金】 田辺市、御坊市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡



役所の手続きのこと

10 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、次の法務局等にお問い合わせください。

名称	電話番号、管轄区域(不動産登記)
和歌山地方法務局 (本局)	電話:073-422-5131 管轄区域:和歌山市、海南市、海草郡
湯浅出張所	電話:0737-62-2534 管轄区域:有田市、有田郡
田辺支局	電話:0739-22-0698 管轄区域:田辺市、西牟婁郡、日高郡みなべ町



1.1 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）
TEL：03-5253-5450（直通）

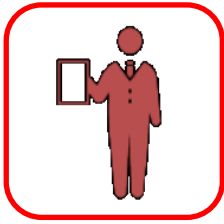
- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

- <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 1-Nビル8F
TEL：03-6268-8544

- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○

- http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
TEL：03-5521-8358（内線6825）



民間の手続きのこと

1 2 損害保険

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぼADRセンター（受付時間 9：15～17：00 ナビダイヤル0570-022-808）
（ I P 電話からは082-553-5201）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター（受付時間 9：15～17：00）
- ・フリーダイヤル0120-501-331（ I P 電話からは03-6836-1003）

1 3 生命保険の契約内容

◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950



1 4 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。

そのほかの情報



1 5 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペット(犬、猫に限る。以下同じ。)に関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。
- ◆ 詳しくは、和歌山県動物愛護センター(073-489-6500)にお問い合わせください。